

2024年11月1日

会員各位

P G Mプロパティーズ株式会社
鹿島の杜カントリー倶楽部
支配人 嶋田 義郎

プレー予約におけるキャンセル料改定及びハーフプレー料金の追加
及び入会条件等の変更に伴う会則一部変更のお知らせ

謹啓 菊花の候、会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は当倶楽部に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、2024年10月3日に開催された理事会において、プレー予約のキャンセル料を改定することが承認されました。それに伴いハーフプレー料金の表示及び年末年始・ゴールデンウィーク・お盆料金の追加、入会条件の変更、ゴルフ場利用税の表示等の変更をさせていただくことになりましたので、お知らせいたします。

キャンセル料の改定に伴う会則一部変更の内容及び効力発生日等については、下記をご確認くださいようお願い申し上げます。

会員の皆様に快適な倶楽部ライフを楽しんでいただけるゴルフ場を目指して参りますので、何卒ご理解賜り、今後共ご愛顧の程よろしくお願い申し上げます。

謹白

1. キャンセル料設定

1) 理由

コロナ禍が明け、会員様からプレーのご希望が増加している中において、早期にプレーの予約を押さえていながら、プレー日の1週間前から前日までの直前にご予約をキャンセルされる方が少なくなく、会員様のご要望にお応えしかねる状況が発生しております。多くの会員様にプレーをお楽しみいただき、プレー機会の損失を減らすため、キャンセル料を改定することにいたしました。

2) キャンセル料の内容

【2組以下/1組当たり】

プレー日当日含む7日前より土日祝日8,000円

(例) 2025/4/6(日)のキャンセル料はプレー当日含む7日前の2025/3/31(月)より発生いたします。

【3組以上/1組当たり】

プレー当日含む14日前より土日祝日8,000円

【1人予約/組合せ枠】開催決定後（プレー前日の正午以降）

お一人様につき平日1,000円 土日祝日2,000円

【免責】

- ・ゴルフ場がクローズした場合、キャンセル料は発生しません。

【その他】

- ・無連絡キャンセルの場合は全日予約時料金の100%×人数分を申し受けます。
- ・ハーフプレーはキャンセル料対象外となりますが、事前にご連絡をお願いいたします。
- ・キャンセル料は予約代表者様に対しSMS等を通じてご請求いたします。
- ・キャンセル料発生タイミング以降の日程変更や組数減は、免責事由にはなりません。
- ・以下期間の平日におけるキャンセル料は土日祝日扱いとなります。

※GW（昭和の日と憲法記念日の間）、お盆（8/12～8/15）、年末年始（12/28～1/4）

2. 早朝・薄暮ハーフプレー料金の追加

会員様プレイスタイルとして1ラウンドの他、早朝・薄暮のハーフプレーを提供してきましたが、会則別紙4「会員プレー料金」に記載が漏れていたため、「会則 別紙4-①別紙4-②新旧対象表」のとおり、早朝・薄暮のハーフプレー料金を追加いたしました。

ハーフプレーフィ（早朝・薄暮）

- | | | |
|-------|-------------------|--------|
| ・正会員 | 月曜から金曜 | 2,750円 |
| ・正会員 | 土曜 | 3,300円 |
| ・正会員 | 日祝日 | 3,300円 |
| ・平日会員 | 月曜から金曜 | 2,750円 |
| ・平日会員 | 月曜から金曜までの間で祝日となる日 | 3,300円 |

※記載料金は、消費税込（ゴルフ場利用税を除く）となります。

3. 年末年始、ゴールデンウィーク、お盆の料金追加

従来から、会員の皆様には年末年始、ゴールデンウィーク、お盆の期間及びその前後の平日は、日祝日料金を適用させていただいておりましたが、会則別紙4「会員プレー料金」に、当該適用の記載が漏れておりましたので、以下の文言を「会則別紙4-①」へ追記する変更を、2025年4月1日付を効力発生日として実施させていただきます。

「※年末年始、ゴールデンウィーク、お盆の期間及びその前後の平日は、日祝日料金を適用いたします。」

なお、平日に日祝日料金を適用する場合には、ホームページの会員専用ページにて、

翌年度の前日までに告知させていただきます。2025年4月～2026年3月までの平日における日祝日料金の適用日は、5月1日、5月2日、8月12日～8月15日、12月29日となります。

4. 競技に関するキャンセル料の記載について

会則別紙4「会員プレー料金」の注釈に記載されております競技に関するキャンセル料につきましては、会員の皆様へ配布する競技日程表へ記載することといたしますので削除させていただきます。

5. 入会条件の変更について

現行、入会条件として「会員1名の推薦があり、当該推薦人に年会費未払い等の問題がないこと」と、名義変更入会条件として「正会員または共通正会員1名の推薦があること」と定めておりますが、推薦人がいない場合は、面談にて人物本位の入会審査とさせていただきます推薦人を免除していることから、入会条件の推薦人条項は削除させていただきます。

6. ゴルフ場利用税の表示変更について

現在、当倶楽部の会則別紙4「会員プレー料金」にゴルフ場利用税750円、と表示しております。しかしながら、ゴルフ場利用税は茨城県の県税であり、ホール数・ビジター利用料金等に基づき茨城県が定める等級により適用税率が決定されることから、ビジター利用料金の変動に伴いゴルフ場利用税も変動いたします。従いまして、ゴルフ場利用税の会則への金額表示を止めてゴルフ場館内のフロント横に掲示の金額とさせていただきます。

【会則改定日とキャンセル規定適用開始日】

会則改定日は2025年1月1日、キャンセル料の発生は2025年4月1日のプレーより適用となります。

【会則一部変更】

キャンセル料の改定に伴い、会則別紙4―②「キャンセル規定」を上記1. 2) のとおり設定いたします。また、別紙4―①「会員プレー料金」に早朝・薄暮ハーフプレー料金及び年末年始、ゴールデンウィーク、お盆の料金に関する記載を追加し記載いたしました。入会条件の変更に伴い、会則 別紙1―①と別紙1―②と別紙2の各条件3.の推薦人に係る条件を削除し、必要書類の①入会申込書「申込人の他に、推薦人の記名・捺印も必要」を削除させていただきます。

ゴルフ場利用税の表示変更に伴い、会則別紙4―①と別紙4―②にゴルフ場館内フロント横に掲示し、告知を記載いたしました。

会則変更箇所の詳細につきましては、下記の書面を同封いたしますと共に、ゴルフ場内の掲示板掲示及びホームページ上に開示してまいります。

- ・会則別紙１・会則別紙２
- ・会則別紙４－①の新旧対照表
- ・会則別紙４－②「キャンセル規定」
- ・会則本文（会則本文は第２９条の会則改定施行日以外の変更はございません。）

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

〒311-2206 茨城県鹿嶋市武井 1877-1

鹿島の杜カントリー倶楽部

電話 0299-69-0742